

【協議事項】

1 (独) 福祉医療機構の優遇融資を活用希望の医療機関
について

1 協議事項

(1) 医療機関名

いまきいれ総合病院

(2) 協議内容

独立行政法人福祉医療機構の優遇融資（医療貸付）に係る合意について

(3) 福祉医療機構貸付条件

ア (略)

イ (略)

ウ 上記アイに加え、地域医療構想調整会議において合意を得て、地域のニーズを踏まえた再編・減床を行う施設

(4) 再編計画

いまきいれ総合病院の急性期 1 床を、同一開設者である上町いまきいれ病院の回復期 1 床へ転換する。

(再編後の病床機能：高度急性期31床，急性期318床)

単位 (床)		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計
現在	いまきいれ総合病院	31	319	0	0	350
	上町いまきいれ病院	0	0	100	0	100
再編後	いまきいれ総合病院	31	318 【△ 1】	0	0	349 【△ 1】
	上町いまきいれ病院	0	0	101 【+ 1】	0	101 【+ 1】

2 これまでの検討の経緯

(1) 令和7年5月

- ・病床機能変更の医療機関(岩尾病院, 鹿児島厚生連病院, 鹿児島徳洲会病院)について, 議長及び専門部会長へ疑義照会

<疑義照会結果>

病院特有の事情があり変更となっているため, 現状の理解はできるが各々出席を求め, 説明を聞いて決定する必要がある等の意見あり。

(2) 令和7年6月

- ・各専門部会(第15回回復期専門部会, 第16回回復期専門部会(書面開催), 第17回高度急性期及び急性期専門部会, 第13回慢性期及び在宅医療専門部会)を開催

(3) 令和7年7月

- ・第16回部会長等会議を開催

3 専門部会の協議結果

	いまきいれ総合病院
第17回高度急性期 及び急性期専門部会 (R7. 6. 18)	<u>当該医療機関の再編は地域医療構想に照らし妥当である。</u> (主な意見) <ul style="list-style-type: none">・急性期から回復期への1床が再編と言えるのか。・周産期医療を始め, 様々な分野で地域医療を支えてきた医療機関であると考える。・補助金ではなく融資であり, 医療機関の事情を鑑みれば認めて良い。
第15回復復期専門部会 (R7. 6. 4)	—
第16回復復期専門部会 (書面開催) (R7. 6. 23)	<u>妥当である。</u>
第16回部会長等会議 (R7. 7. 9)	

4 協議する意見(案)

いまきいれ総合病院の再編は, 地域のニーズを踏まえたものであり, 地域医療構想に照らし妥当である。

【協議事項】

2 医療機関の病床機能の変更について

1 協議事項

- (1) 医療機関名 岩尾病院
- (2) 協議内容 病床機能の変更について
- (3) 変更時期 令和7年5月
- (4) 変更内容 回復期35床を24床減床し残り11床を慢性期へ変更
(変更後の病床機能：回復期0床，慢性期85床)

	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計
変更前	0	0	35	74	109
回復期△18床					
R7.3.1	0	0【△18床】	17	74	91
回復期△17床 ①うち11床慢性期へ変更 ②うち6床削減					
慢性期 +11床 ①回復期病床からの変更分					
令和7年3月27日付け 病床の医療機能の変更を予定 している医療機関の取扱いに係る 通知を发出					
R7.5.1	0	0【△17】	0	【+11】85	【△24床】 85

<参考>

当該医療機関の医療法に基づく許可申請は、令和7年3月6日に開催した当調整会議の決定通知（令和7年3月27日）[※]前になされたもの。

※ 病床の医療機能の変更を予定している医療機関の取扱いについて

<通知内容の概要>

専門部会にて協議を有する取扱いについて、「回復期」から「慢性期」へ病床の医療機能を変更予定の場合も協議の対象とする。

2 これまでの検討の経緯

(1) 令和7年5月

- ・病床機能変更の医療機関(岩尾病院, 鹿児島厚生連病院, 鹿児島徳洲会病院)について, 議長及び専門部会長へ疑義照会
 <疑義照会結果>

病院特有の事情があり変更となっているため, 現状の理解はできるが各々出席を求め, 説明を聞いて決定する必要がある等の意見あり。

(2) 令和7年6月

- ・各専門部会(第15回回復期専門部会, 第16回回復期専門部会(書面開催), 第17回高度急性期及び急性期専門部会, 第13回慢性期及び在宅医療専門部会)を開催

(3) 令和7年7月

- ・第16回部会長等会議を開催

3 専門部会の協議結果

岩尾病院	
第15回回復期専門部会 (R7. 6. 4)	<p><u>地域医療構想に照らすと回復期を減床し慢性期を増床することは望ましくないが, 実際のニーズに応じた変更であり, やむを得ない。</u></p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回復期を減らして, 慢性期を増やすことは, 地域医療構想の趣旨に逆行している。 ・患者の病態等により, 医療機関に求められるニーズは様々である。経営上仕方ないこともありやむを得ない。
第16回回復期専門部会 (書面開催) (R7. 6. 23)	—
第16回慢性期及び在宅 医療専門部会 (R7. 6. 27)	<p><両論併記></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>地域医療構想に照らすと回復期を減床し慢性期を増床することは望ましくない。</u> ・<u>当該医療機関のニーズに応じた変更であり, やむを得ない。</u> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・慢性期を増やして良いのかという問題もあるが, 経営上仕方ないこともあり, やむを得ない。 ・療養病床は減っているが, 脳神経疾患専門の慢性期病床があると高齢者が入所している施設としては助かる。 ・地域医療構想に照らすと回復期を減床し慢性期を増床することは妥当とは言えない。
第16回部会長等会議 (R7. 7. 9)	

4 協議する意見（案）

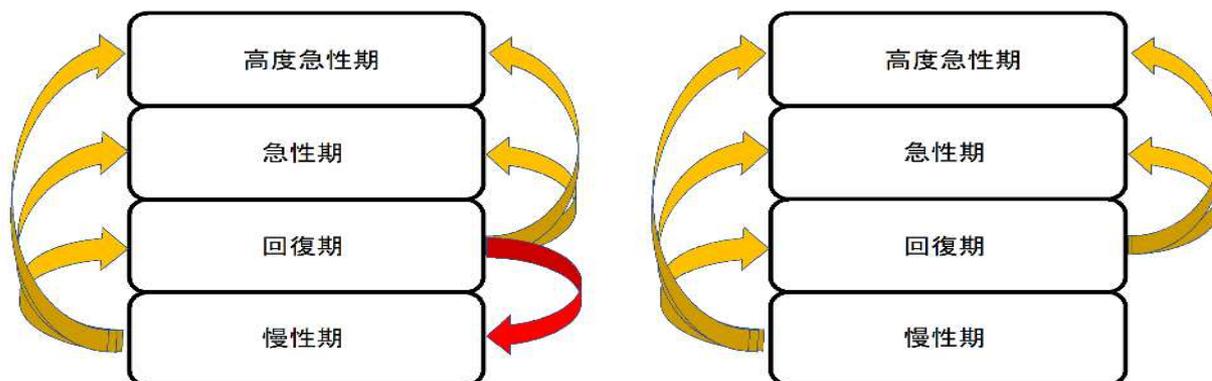
岩尾病院の病床機能の変更については、主に2つの意見が出されており、両論を併記する。

- ・ 地域医療構想に照らすと回復期を減床し慢性期を増床することは望ましくない。
- ・ 当該医療機関のニーズに応じた変更であり、やむを得ない。

<参考>

病床の医療機能の変更を予定している医療機関の取扱いについて

現行	変更前
<p>第24回鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議（令和7年3月6日）決定事項</p> <p><病床の医療機能を変更予定の医療機関の取扱い></p> <p>「回復期又は慢性期」から「高度急性期又は急性期」，「慢性期」から「回復期」，「回復期」から「慢性期」へ病床の医療機能を変更予定の医療機関について，病床数に関わらず，変更理由等の書面回答を求め，調整会議議長及び病床数が増減する医療機能の専門部会長に相談の上，疑義の有無に応じて以下により取り扱う。</p> <p>(1) 疑義のあるもの： 専門部会への出席及び説明を求め，協議する。</p> <p>(2) 疑義のないもの： 専門部会で書面により協議する。</p> <p>なお，調整会議議長及び病床数が増減する医療機能の専門部会長のうち一人でも疑義のある場合，「疑義のあるもの」として取り扱うこととし，該当する専門部会において協議する。</p>	<p>第15回鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議（令和3年8月12日）決定事項</p> <p><病床の医療機能を変更予定の医療機関の取扱い></p> <p>「回復期又は慢性期」から「高度急性期又は急性期」，「慢性期」から「回復期」へ病床の医療機能を変更予定の医療機関について，病床数に関わらず，変更理由等の書面回答を求め，調整会議議長及び病床数が増減する医療機能の専門部会長に相談の上，疑義の有無に応じて以下により取り扱う。</p> <p>(1) 疑義のあるもの： 専門部会への出席及び説明を求め，協議する。</p> <p>(2) 疑義のないもの： 専門部会で書面により協議する。</p> <p>なお，調整会議議長及び病床数が増減する医療機能の専門部会長のうち一人でも疑義のある場合，「疑義のあるもの」として取り扱うこととし，該当する専門部会において協議する。</p>



※ 管内関係団体（医師会等）へは，令和7年3月27日付け通知済み。